

意見書提出者 住所:東京都

氏名

印

電話番号

東京都市計画事業北小岩1丁目東部土地区画整理事業
「事業計画(第2変更)案」についての意見書

【私の意見】

- 1、私は、「事業計画(第2変更)案」に強く反対し、その撤回を求める。
- 2、私は、「事業計画(第2変更)案」縦覧の時期を故意に引き延し、関係権利者等の権利を失わしたことに強く抗議しその撤回を求め、現在進められている事業は全て差し止めることを求める。

【反対し撤回を求める理由】

- 1、今回の変更は、「国土交通省の高規格堤防整備事業と共同事業に関する基本協定(以下、基本協定)を締結した」ことによるものである。協定締結によって従来の土地区画整理事業は、高規格堤防整備事業と一体の事業となった。よって、本事業計画自体を撤回すべきである。
- 2、従って、事業変更以前に行った処分(仮換地指定並びに除却通知照会等)は、全て白紙に戻し撤回し、すべての事業を差し止めることを求める。
- 3、本「基本協定」は、事業の根本的変更であるにもかかわらず、江戸川区都市計画審議会並びに江戸川区議会等の審議もされないまま協定は結ばれたもので、手続き上の瑕疵がある。
- 4、整備の方針では、盛土整備の必要な理由として、地区内の道路整備にあるとしているが、方針上の道路整備は、「盛土整備」を前提としなくとも、全面的に可能である。「盛土整備」を前提としない事業の見直しを行うことである。
- 5、本計画(案)の変更・縦覧は、「基本協定」締結後直ちに実施するべきであった。ところが、施行者江戸川区長は、「変更」以前の計画のまま「仮換地指定」や「移転除却通知及び照会」などの行政処分を強行して関係権利者の基本的権利を奪ったことは、見過ごすことはできない。よって、本事業計画変更案を撤回すべきである。

以上の理由から私は、本変更案の撤回と該当部分の削除を求めます。

又、本計画(変更)案について土地区画整理法第55条5項ならびに行政不服審査法第25条並びに同法48条の規定に基づき審議会における口頭陳述並びに参考人の陳述と審議会による現地視察を要求する。